

諮問第3号

行政財産の使用不許可処分の異議申立てについて

異議申立人掛川修一に対し平成26年2月26日付けで市長が行った大阪市環境局千舟詰所に係る使用不許可処分に関し、異議申立てがあったので、別紙の決定書（案）を添えて、地方自治法第238条の7第4項の規定に基づき議会の意見を問う。

平成26年9月9日

大阪市長 橋 下 徹

(別 紙)

大環境施第 号

決定書 (案)

異議申立人 掛川 修一

異議申立人が平成26年4月8日付けで行った大阪市環境局千舟詰所の使用不許可処分に係る異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを却下する。

理 由

第1 不服の要旨

1 異議申立ての要旨

大阪市長（以下「処分庁」という。）が平成26年2月26日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った大阪市環境局千舟詰所に係る使用不許可処分（以下「本件処分」という。）を取り消す、との決定を求める。

2 事案の概要

申立人は、西淀川区千舟所在の大阪市所有の倉庫（以下「千舟の倉庫」という。）及びその敷地（以下「千舟の土地」といい、千舟の倉庫と併せ、「千舟詰所」という。）について、平成25年2月27日付けで、同年4月1日から平成26年3月31日を使用期間として地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可の申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁は、千舟詰所は、此花総合センタービル（以下「センタービ

ル」という。)の建設期間中に此花区所在の申立人所有の倉庫(以下「此花の倉庫」という。)及びその敷地(以下「此花の土地」といい、此花の倉庫と併せ、「此花倉庫」という。)が使用できなくなることに伴う代替措置として、申立人に対する使用許可の承認を行い、センタービル建設後は、将来的に、大阪市財産条例で規定する条件に合えば千舟詰所と此花倉庫の交換も可能であるとの展望を申立人に説明していたことも踏まえ、当面の措置として、引き続き目的外使用許可の更新を継続してきたが、もはや相互の交換等について進展する目途がなく、断念せざるを得ないと判断し、「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の1(1)クに規定する「その他本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合」に該当する事情がないことを理由として、千舟詰所について使用を許可しないとする本件処分を行った。申立人は、本件処分を不服として、法第238条の7第1項後段の規定に基づき、処分庁に対し、平成26年4月8日付けで異議申立てを行ったものである。

### 3 異議申立ての理由

大阪市は、センタービルの建設工事に此花の倉庫の存在が支障になること及び平成9年3月31日までに同建設工事に着工する必要があることから、申立人に対し、此花の倉庫に代わる倉庫を千舟の土地上新築し、そこに移転させることにした。

これに対し、申立人は、移転後は此花の倉庫には戻らないと述べたところ、大阪市からは、此花の土地と千舟の土地を交換するので、此花の倉庫に戻ることはないという説明を受けたため、やむなく移転することにした。

その後、申立人及び大阪市において、此花の土地と千舟の土地を交換するべく手続が進められてきた。

平成25年以降、大阪市は、此花の倉庫が違法建築であり、交換は難しいと述べるようになった。しかし、千舟詰所は普通財産になっており、また、申立人が、

千舟詰所の価額と此花倉庫の価額の差額を支払うことに異を唱えたことがないにもかかわらず、此花の倉庫が違法建築であるから交換ができないというのは違法又は不当である。

本件処分は、交換等について進展する目途がないことを理由としているが、それは大阪市の一方的な意見に基づくものであって、申立人は、千舟詰所を売却してもらえないのかという話をするなど柔軟に対応する意思を有しており、進展を拒んでいるのは大阪市である。

また、本件処分は、本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合に該当しないことも理由としているが、この問題は、センタービルの建設工事に起因しており、それが今日まで継続しているのである。

以上、要するに、処分庁が主張する不許可理由は、違法又は不当である。

## 第2 決定の理由

本件異議申立ては、本件申請に対する不許可処分の取消しの決定を求めるものであるところ、本件申請に係る使用期間の終期である平成26年3月31日の経過により、決定を求める法律上の利益を喪失しており（最高裁判所昭和28年12月23日大法廷判決参照）、不適法であるため、行政不服審査法第47条第1項の規定を適用して主文のとおり決定する。

平成26年 月 日

大阪市長 橋 下 徹

(参 考)

地方自治法（抄）

（行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て）

第238条の7 第238条の4の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 - 3 省 略

4 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 - 6 省 略